○外務省告示第百六十七号

平成二十五年四月三日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成十七年二月十八日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったボスポラス海峡横断地下鉄整備計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十七年六月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	〇トン
三	二七トン
四	三一、〇八五トン
五	一、五九九トン
六	一〇トン
七	二四トン
八	一二トン
九	四七、三六四トン
一〇	八、九七二トン
一一	一〇、八三六トン
一二	八二、四四六トン
一三	六、四一四、一〇九トン
一四	一、二九六、七二七トン
一四の二	六四七、四五一トン
一五	五九三トン
一六	一三、六九九トン
一七	一五六、七三八トン
一八	一六、八二八トン
一九	一、一三一トン
二〇	四四三トン
二一	二五、四六五トン
二二	七三九トン
二三	六、六四七トン
二四	二四トン
二五	〇トン
二六	五、五七七トン
二七	一七、二六一トン
二八	三トン
二九	六二七トン

○財務省告示第百四十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万八百三十七トン
二　冷凍牛肉　二十八万五千七百四十三トン

○財務省告示第百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十四年度の初日から平成二十五年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十九万九千百二十四トン
二　生きている豚及び豚肉等
　六十九万九千百五十八トン

○農林水産省告示第千四百二十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号
　平成二十一年二月二十日　第百六号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人日本有機農産物研究会
　北海道千歳市東丘一二〇一番地
三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類
　有機農産物
四　廃止年月日
　平成二十五年十月一日

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県名西郡神山町上分字門屋二四七の一、字川又一三、一五、字大中尾一〇一の七、字石本六から八まで、五一、一四四、字坂丸二三九、二四二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字門屋二四七の一、字川又一五、字大中尾一〇一の七、字石本六から八まで、五一、一四四、字坂丸二三九、二四二
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市脇町字平帽子一三、六〇一の二、六〇一の三、字福堂一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六、一七、二七、字東赤谷名三四五の二、一六〇五の一、字東俣名一九〇五、一九〇六の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字平帽子一三・六〇一の二・六〇一の三・字東赤谷名三四五の二・一六〇五の一・字東俣名一九〇五・一九〇六の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。